

「エコまち法」でコンパクトな都市に

「都市の低炭素化の促進に関する法律（略称：エコまち法）」が平成24年12月に施行されました。
市町村の創意工夫を生かした低炭素まちづくりを、国土交通省は支援しています。

「エコまち法」とは

少子高齢化社会の到来により、高齢者の自立した生活、子育て世帯の安心安全な暮らしを支える環境の整備が急務となっています。厳しい財政状況の中、人口密度を高め、行政コストの効率化を図ることも求められています。また、地球温暖化など環境問題として、都市の二酸化炭素排出量削減も大きな課題です。

これらの課題を解決するため、今後のまちづくりの方向性として「コンパクトなまちづくり」を進めていくことが必要です。すなわち、医療機関、福祉施設、商業施設など日常生活に必要なまちの機能を住まいの近くに集約させ、車に過度に頼ることなく公共交通を利用することで誰もが暮らしやすいまちづくりを行っていきます。

平成24年12月4日施行の「エコまち法」は、市町村が住民の皆様や民間事業者とともに、「コンパクトなまちづくり」に取り組んでいただくことを支援する法律で、次の2つの制度を大きな柱としています。

低炭素建築物の認定

地方公共団体が、省エネルギー性能などの「低炭素化を促進するための基準」に適合する建築物を認定し、税制や容積率についての特例により、その普及を推進する制度です。

エコまち計画の作成

市町村が、創意工夫をこらした「低炭素まちづくり計画（エコまち計画）」を作成し、行政、市民、民間事業者が連携して計画に基づくまちづくりを行う制度です。この計画に記載された取り組みに対し、さまざまな規制が緩和され、国も財政的な支援を行います。

「エコまち計画」には、①～⑤など幅広い分野の多様な施策を記載することができます。

①医療、福祉施設と共同住宅の複合的な都市開発事業など「都市機能の集約化」、②バス路線の新設やサービス水準の向上など「公共交通の利用促進」、③公園整備やNPOによる緑地保全など「緑化の推進」、④エネルギーの共同利用や太陽光パネルの設置など「都市におけるエネルギー利用の効率化」、⑤住宅の省エネ改修など「建築物の低炭素化」。

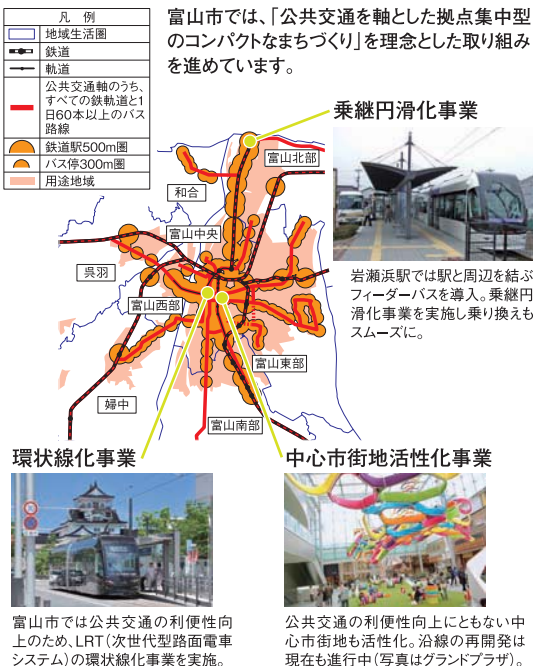
日本各地で、それぞれ地域の実情やまちの規模に応じた、魅力ある「コンパクトなまちづくり」が進んでいくことを願っています。



都市局 都市計画課
企画専門官
筒井祐治

TOPIC

富山市が進めるコンパクトなまちづくり



都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

認定低炭素建築物 （所管行政庁が認定）

○市街化区域等の中で、低炭素化を促進するための基準に適合する建築物を認定する制度

低炭素まちづくり計画 （市町村が作成）

○市街化区域等の中で、都市の低炭素化に関する施策を総合的に推進するための計画を策定できる制度

【低炭素まちづくり計画への記載事項】

- 計画の区域
- 計画の目標
- 目標達成に必要な事項
- 達成状況の評価に関する事項
- 計画期間
- など

特例措置

- 認定低炭素住宅に係る所得税などの軽減
- 低炭素化に資する設備は容積率に含めない（延床面積の1/20を上限）

法律上の特例措置

- 駐車施設の集約設置を可能に
- 公共交通の利用促進・物流事業者による共同運輸の実施
- 緑地の保全・緑化の促進、樹林地などの管理協定制度の拡充
- 民間業者が下水道の排水施設から下水を取水することが可能に
- 都市公園、港湾隣接地域での占用許可 など

交付金などによる支援措置

- 集約都市開発支援事業の創設 など

低炭素まちづくり協議会設置

【関連計画】

適合したものとさせること
地方公共団体実行計画
（地球温暖化対策の推進に関する法律）

調和が保たれたものとさせること
都市計画区域マスタープラン（都道府県）、
市町村マスタープラン（市町村）※

※都市計画法に基づいて、市民に都市の将来像を分かりやすく示すために作成される計画